

(資料7)

[ホーム](#) - [健康](#) - [大麻](#)

「大麻法」の導入： 関連する質問への回答

法案 C-45、つまり、薬物と物質の規制法、刑法、その他の法令の改定を伴う大麻関連法（大麻法）が、2017年4月13日付けで下院に提出されました。

審議中の大麻法についてのご質問の回答を以下に紹介します。

本ページの目次：

- [全般](#)
- [法案の趣旨](#)
- [発効](#)
- [個人による栽培](#)
- [医療用大麻類](#)
- [若者の保護](#)
- [州、準州、自治体](#)
- [生産](#)
- [違反と罰則](#)
- [対外義務](#)
- [職場](#)
- [産業用大麻](#)

全般

Q1 この審議中の法案が提出されてから発効するまでの暫定期間において、カナダ政府が大麻類の合法化に踏み切っていないのはなぜですか？

カナダ政府は大麻類を合法化し、同時に、厳格に規制し、大麻類の入手を規制しようとしていますが、その目的は未成年のカナダ市民が大麻類を入手できないようにすること、ならびに、犯罪組織が大麻類の闇市場で利益を上げるのを防止することにあります。

カナダ市民による大麻類の使用ですが、2015年時点で、世界最高水準となっており、未成年の21%、若年成人の30%が過去1年以内に大麻類を使用したと述べています。

大麻類の合法的な生産・適正な品質を管理した大麻類の販売を規定する法案が発効する以前に大麻類を解禁してしまうと、既存の大麻の闇市場がさらに拡張してしまうだけです。

Q2 法の執行機関は、今回の「大麻法」が裁可を得て発効するまで、引き続き、現行の法律を執行するのでしょくか？

今回の「大麻法」が裁可を得て発効するまでは、現行の法律が有効となります。したがって、明確に合法化されるまでは、引き続き、大麻類は非合法となります。

Q3 今回の法案は、現行のたばこ関係の法律と比べてどう違うのでしょうか？

今回提出された「大麻法」と現行の「たばこ法」は双方とも、若者のアクセスを制限すること、使用することによる健康面のリスクを一般市民に自覚させることといった一般市民の健康を目的としています。

今回提出された「大麻法」には、「たばこ法」と類似した販促とパッケージに関する禁止事項が組み込まれており、さらに、「非喫煙者健康法」の改正も含まれます。この改正では、喫煙に関してすでに発効済みの制限に合わせて大麻類の制限を改正します。例えば、職場や公共交通機関での喫煙の制限といった決まりです。

法案の趣旨

Q4 大麻類を合法的に入手できるようにする今回の法案を策定するにあたり、カナダ政府は大麻類合法化と規制に関するタスクフォースの助言に従ったのでしょうか？

タスクフォースの助言は、政府が今回の法案を策定するにあたり大変に参考になりました。また、法案の策定において大きな影響力を発揮しました。12月13日付の報告書において、タスクフォースには包括的かつ熟考を重ねたアドバイスを戴き、カナダ政府は大変に感謝しております。その報告書には、カナダ市民、州政府、準州政府、自治体政府、公衆衛生、法執行部門、司法専門家、患者、若年層、大麻使用の推進論者、先住民自治区の政府や代表団体、産業界や勤労者等と連携して、識見を取り入れて頂きました。

Q5 成人のカナダ市民は、いつ合法的に大麻類を購入し、消費できるようになるのでしょうか？

この法案の裁可を受けた場合、カナダ政府は「大麻法」を2018年7月までに発効させる予定です。その時点で、成人は制限内の量の大麻を合法的に所有、栽培、購入することができるようになります。つまり、大麻類を少量所有していても刑法違反にはならず、結果、犯罪集団や不良グループの収入源が絶たれることとなります。

犯罪行為を抑制することを目的に本法案が発効した場合、カナダ政府では品質を管理した大麻類を合法的に販売用に供給するよう努めることとなります。

この法律が発効すると、成人のカナダ市民は、州または準州が大麻類の販売や流通を許可した小売業者から大麻類を購入できるようになります。ただし、そういった小売業者をまだ承認していない州や準州では、成人は連邦政府が許可を出した生産者から大麻類を直接購入できます。この場合、発注はオンラインで行い、安全な方法で郵送されます。

下院の健康に関する常任委員会が採択した改定に従い、カナダ政府は本法案の発効後12か月以内に、大麻の食品や濃縮物の合法的販売を許可する予定です。そして、この時点までに、関連製品に伴う具体的リスクに対処する規則も制定される見込みです。

Q6 今回の法案では、個人が大麻を栽培することも許可していますが、なぜですか？家庭で栽培した大麻をカナダの若い人たちが容易に手に入れる可能性を政府は心配してないのでしょうか？あるいは、個人で栽培できることで闇市場が広がる危険性を考慮してないのでしょうか？

このタスクフォースが報告書で認めているように、個人用の少量の大麻であれば、成人なら安全に、責任を持って栽培することができます。成人は、すでに処方薬、アルコール飲料、有害物質を家庭内で保管する場合、家庭内の子供や若者が誤飲および誤用することがないように、適切な措置を講じています。そして、同じ措置が大麻についても講じられることになると思われます。

世帯の人数とは無関係に、1世帯につき最大で4種類の大麻を栽培できるという選択肢が本法案には取り入れられていますが、これも慎重な考察の結果です。このタスクフォースからのアドバイスを考慮しつつ、いくつかの要因が検討されました。また、米国のコロラド州やワシントン州のように大麻類の生産・販売を規制してきた司法管轄地区によって講じられた措置も勘案されました。成人はこの4種類までという制限を変更することはできません。

本法案における個人による栽培に関する規定では、法執行機関が非合法的な生産者に対して、措置を講じる権限を排除していません。また、この規定では、限度内の大麻を栽培する個人がそれを若者に与えることを、量に関係なく禁じています。

州、準州、自治体は、個人による栽培に関して、さらなる規制を設けることもできます。

Q7 広告は許可されるのですか？

販売促進に関してはある種の規制を提唱しています。それは、マーケティングや広告に誘われて若者が大麻類を消費するようになるのを防止することが狙いです。同時に、消費者にとっては明確で客観的な情報が必要であり、大麻消費に関しての情報を踏まえたうえで、使用の決定を下せるようにするべきなのです。

本法案では、情報提示型の販促が認められており、これは大麻製品に関する事実に基づく正確な情報（成分、THC や CBD のレベル等）を意味しています。また、各種ブランドの違いを消費者が理解するための情報も許容されます。いずれの場合にも、こうした形の販売促進が許可されるのは、若者の目に留まらないという条件下に限定されます。

本法案では、下記のような種類の販売促進活動が制限されています。

- 若者に訴えかけると思われる販売促進
- 誤った、誤解を招く、あるいは、虚偽を含む販売促進
- スポンサーシップを利用した販売促進
- 証言や推奨
- 人物や有名人、キャラクター、動物を用いた販促

発効

Q8 この「大麻法」が発効すると、カナダの成人はどのようなことができるようになるのでしょうか？

この「大麻法」が発効すると、カナダの成人は以下の行為を合法的に行うことが可能となります。

- 生または乾燥した大麻、大麻油、栽培用大麻そのもの、またはその種子を州や準州政府による許可を受けた小売業者から購入すること。あるいは、これが不可能な場合、連邦政府の許可を受けた生産者から直接購入すること。
- 乾燥大麻で最大 30g まで、あるいは、これに相当する大麻を公共の場で所持すること。
- 合法的な大麻ならびに合法的な大麻製品を最大 30g まで、あるいは、これに相当する量を上限に、他の成人と共有すること。
- 自宅で最大 4 種類の大麻類を栽培すること（1 世帯につき 4 種類まで）。
- 家庭で大麻を加工し、個人用の各種の大麻製品（食品など）にすること。ただし、その過程においては、危険な有機溶媒を一切用いないこと。

Q9 食用大麻の販売は許可されるのですか？

カナダ政府は、本法案が発効した場合の合法的に販売できる製品のリストに大麻食品と濃縮物を加える旨を明示しています。ただし、これらを適切に規制できる方策が講じられたうえでの話です。

適切な規制システムを設計するのは複雑な作業であり、そうした規制を発効させるにあたって、健康に及ぼす大麻独特の潜在的リスクや害を慎重に理解しないといけません。そのため、カナダ政府は適切な時間をかけ、こうした規制を策定および実施して、安全な大麻食品が市場に出回るように図る必要があります。

下院の健康に関する常任委員会が採択した改定によると、大麻食品と濃縮物の販売は、本法案の発効後 12 か月以内に許可される見込みです。その時点までに、こうした製品に伴う個々のリスクに対応する規制を策定する予定となっています。

こうした種類の大麻製品の合法的販売を許可することは、カナダ市民の健康と安全を守り、犯罪者や犯罪組織の収益となっている闇市場を撲滅するというカナダ政府の全般的な目的を成就するうえで重要です。ただし、医療用以外の大麻製品を合法化した、カナダ以外の司法管轄地区における実際の体験を見ても、こうした製品には健康と安全面でのリスクが伴うのは確かなようです。カナダ政府が十分に時間をかけ、そうした新たなリスクを管理するのに適切な規制を制定することが大切でしょう。

Q10 30g までという制限はすべての形態の大麻類に当てはまるのでしょうか、それとも食品などの場合には、相当量を規制しているのでしょうか？

今回の「大麻法」の全体にわたって、大麻類の許容所持量は乾燥大麻の重量で表しています。そのため、カナダ政府は、乾燥大麻以外の大麻製品の相当量の定式を定めており、各製品での所持最大量が明確となるようにしております。

こうした制限は、基本的に、大麻の生産と販売を規制している米国のコロラド州やワシントン州での換算がベースになっています。こうした州では、大麻の液体、固体、食品、濃縮物といった製品が乾燥大麻の重量とどのように相当するのかが定められています。

乾燥大麻 1g は、以下の各製品では、下記の重量に相当します。

- 生大麻 5 g
- 食品 15 g
- 液体製品 70 g
- 濃縮物 0.25 g
- 大麻種子 1 粒

個人による栽培

Q11 少量の大麻を栽培したいカナダ市民が、栽培を始めるのに必要な物品を合法的に入手できるようになるのはいつですか？

今回の法案が発効されると、個人で少量の大麻を栽培したいと考えるカナダ市民は、州または準州の許可を受けた小売業者から、あるいは、そうした小売が存在しない場合には連邦政府からライセンスを受けた生産者から、種子を購入することができます。

Q12 個人で栽培をする人は、自宅の家屋でも栽培をすることができるのでしょうか？

今回の法案では、個人が 1 世帯につき合法的な大麻を最大で 4 種類まで栽培することが許可されます。そして、個人が所有する土地のどこで栽培しても構いません。ただし、州、準州、自治体は、個人による栽培に対してさらなる制約を設けることも可能となります。

Q13 個人用途で栽培している大麻の“高さ”に制限はあるのでしょうか？

いいえ、ありません。カナダ政府は高さ制限を提唱したのですが、下院の健康に関する常任委員会が本法案のレビューの際に、この高さ制限を除去しました。委員会も合意した制限として、家庭で成人が栽培できる大麻植物の数を制限することが選出されました。この制限により、個人用に栽培したい成人と大規模で非合法栽培所を持って非合法大麻を供給しようとする犯罪組織とを効果的に識別することが可能となります。

また、州、準州、自治体は、自らの権限において、個人での栽培にさらなる規制を設けることもできます。さらに、大麻の高さを組み入れることも可能となります。こうした追加規制と執行に関しては、州、準州、自治体の方が適切な立場にあります。

Q14 州や準州が個人の栽培できる大麻の数を制限することはできるのでしょうか？

はい、できます。州、準州、自治体政府は、本法案に盛り込まれている制限の範囲を超えて、独自の制限を設けることが可能となります。

Q15 すでに医療用大麻については患者が他人に大麻栽培を委託することができますが、成人は個人用の4種類までの大麻栽培を他人に委託することはできますか？

いいえ、できません。個人用に合法的な大麻を制限内の量で栽培したい人は、必ず、自分自身で栽培しないとなります。他人に栽培を依頼することは許可されません。唯一の例外は、従来同様、ヘルスケアの専門家から医療用に大麻を使用することが認められている個人が栽培を他人に委託するケースです。そうしたケースで、該当の患者が自分自身では大麻栽培ができない場合、他の個人に栽培を委託することが可能となります。この規定により、健康上の事情から自分自身では栽培ができない個人も、引き続き、医療用大麻を入手することができます。

Q16 州や準州が合法的な大麻の供給と流通システムを構築した後も、個人での大麻栽培は許可されるのでしょうか？

はい、されます。合法的な大麻を制限数内で個人が栽培できるのは一時的な措置ではありません。本法案が発効すれば、カナダの成人は、住居1か所につき、最大で4種類までの合法的な大麻を栽培することが可能となります。ただし、州、準州、自治体政府が、本「大麻法」の制限に加え、個人栽培に対してさらなる制限を設ける場合があります。

医療用大麻類

Q17 この法案の発効後も、医療用大麻には別のシステムが引き続き適用されるのでしょうか？

はい、そうです。タスクフォースによって推奨されたように、医療目的のための大麻類は、今後も、存在し続け、ヘルスケアの専門家から許可を受けた個人が医療用に大麻を使用することは可能となります。さらに、タスクフォースの推奨事項では、今回の法案の導入期間において、カナダ政府がこうした患者たちが医療用大麻類を適切に入手できているかどうかをモニタリングして評価すべきだと提唱しました。また、政府は、この新法の導入から5年以内に、医療用大麻入手の枠組みを評価すべきだと主張しています。カナダ政府はこうしたことを実行予定でいます。

若者の保護

Q18 今回の法案は、特にカナダの若者たちをどのように保護するのでしょうか？

今回の大麻法案には、子供たちが大麻や大麻製品を入手することのないよう、具体的な規定がいくつか設けられています。その例として、下記が挙げられます。

- 若者に大麻を与える、あるいは販売することの禁止
- 大麻類の流通、販売、輸入、輸出、生産に関する犯罪に未成年者を巻き込むことが新たに犯罪行為として定義されていること
- 大麻製品における、若者にアピールすると思われるような販売法、パッケージ、ラベルの禁止
- タバコ製品の広告と同様の制限をいくつも設け、若者が大麻類の使用に引き込まれるのを防ぐこと
- セルフサービス式の陳列や自動販売機での大麻類の販売の禁止
- 子供が開封しにくいパッケージや世界共通のTHC（テトラヒドロカンナビノール）記号の表示などを義務付ける規則の制定の許可

若者の保護という点では、公的教育も重要な要素です。2017年10月31日、カナダ政府は、今後5年間で、4,600万ドルを公的教育や認識を普及する活動や監視活動に投資すると発表しました。この予算は、大麻の使用に伴う健康と安全面のリスクや薬剤の影響下での運転行為の危険性について、カナダ市民を啓発するために使われます。教育の対象としては、若者やその他の優先対象集団も含まれ、例え

ば、先住民、妊婦、授乳中の女性、精神疾患患者、あるいはそうした傾向が見受けられるカナダ市民などです。

Q19 多くの専門家たちは大麻使用が許される最低年齢として 25 歳と言及していますが、なぜ、今回の法案では 18 歳が推奨されているのでしょうか？

カナダ政府は、合法的大麻を消費できる最低年齢を定めるにあたって、タスクフォースの助言も受け入れました。大麻の健康リスクや、およびカナダの若者や若年成人層が大麻の使用率において世界でも特に高いという現実など、カナダ政府は教育・啓発に努めています。あまりに高い制限を設けると、若者たちは非合法的な市場での大麻類を求め続けてしまうことになるための処置です。

今回の法案では大麻類を入手できるのを 18 歳以上の成人に限定していますが、州や準州次第では、成人による大麻消費を規制する目的から、適切と思われる年齢まで下限年齢を引き上げることも可能となります。このように、公的教育キャンペーンやその他の手法、例えば、厳格なラベル表記要件等を通じて、大麻類の使用に関して適切な情報を得たうえで意思決定を下すことができるようになりますと期待しています。

州、準州、自治体

Q20 州や準州は、今回の法案に則ったシステムにおいて、どのような役割を演じるのでしょうか？

大麻類を合法化して規制するには、州、準州、自治体政府の対応が不可欠です。そのため、カナダ政府では、今後も引き続き、州、準州、自治体の関与を求めています。今回の法案が目指す管理体制では不可欠なパートナーなのです。

この法案では、自治体との密接な協力の下で、州や準州が自らの責任で、大麻類の流通や小売販売を監督するためのシステムを開発・導入・維持および実施することができるとされています。

今回の法案では、大麻使用のための最低条件を含む法案を州や準州が実施することのできる余地が残されているため、公衆衛生や安全の目標をカナダ全土にわたって一貫して行うことができます。

州や準州政府は自らの権限で行動し、下限年齢や大麻所持制限を上げる権限を有しています。ただし、引き下げることはできません。また、個人の大麻栽培についての要件を追加することも可能です。

最後に、州や準州政府は自らの権限で行動し、大麻に関する地域の要求に合わせた追加的な制限を設ける権限を自治体に付与することもできます。例えば、大麻関係の事業が営業可能な地域設定、ならびに公共の場で大麻を消費しても構わない場所の制限などです。

こうしたアプローチにより、州、準州、自治体は個々の地域の事情に対応することが可能となります。

Q21 カナダ市民はカフェ、バー、音楽フェスティバルなどで大麻を消費することが許可されるのでしょうか？

今回の大麻法案では、州や準州は自らの権限において、大麻に関して新たな制限を設けたり、地域に合わせた要件を設定したりすることが可能となります。例えば、大麻を消費しても良い場所や方法などが、それに当たります。

Q22 自治体政府には、今回の「大麻法」で提唱されているシステムにおいて、演じる役割があるのでしょうか？

はい、あります。今回の法案を実施するにあたって、自治体は主要なパートナーです。「大麻法」が発効された場合、自治体が各州や準州と密接に連携して、大麻の流通と販売の規制と監督を支援することになります。

さらに、地域のゾーン設定や密度に関する副則の実施、建築規則、大麻類購入に関する最低年齢、個人による栽培、個人の大麻所持の許容限度、喫煙に関する制限、迷惑だという苦情に関する問題等、自治体は重要な役割を果たすこととなります。具体的には、実際の自治体の規定によって定めることとなり、保健と安全性に関する検査官や警察によって執行されることとなります。

Q23 今回の「大麻法」では、学校周辺や子供たちが集まりやすい地域での大麻の栽培や販売を阻止する目的から、ゾーン設定による制限を設けることは認められているのでしょうか？

今回の大麻法案では、州や準州は自らの権限で、同法案に定められている以外に、大麻類に関しての制限や要件を設けても良いことになっています。例えば、大麻関連の事業を営んでも構わないゾーン制限の設定、ならびに大麻栽培をして良い場所や方法についての具体的な制限の概略設定などがこれに当たります。

Q24 カナダの成人が、州や準州の境を越えて、大麻類を運ぶことは許可されるのでしょうか？

今回の大麻法案では、州や準州の間での大麻の輸送に対しては、同法案独自の制限が設けられていません。しかし、個人が現時点の州や準州によって定められた大麻所持の最低年齢の規定を順守する必要があります。

「この大麻法の裁可を得た場合、州や準州にまたがっての医療用以外の大麻類の取引に関しては、カナダ連邦政府は州や準州のパートナーと密接に連携して、新たなカナダ自由貿易協定が非医療用大麻類にどのように適用されるのかを判断することに合意しています」

生産

Q25 個人や法人が大麻の生産を申請する場合、どうすれば良いのでしょうか。また、大麻類の流通業者や小売業者になりたい場合はどうでしょうか？

今回の大麻法案では、大麻や大麻製品の生産者はすべて、業務を行うための連邦政府からの認可が必要となります。今回の法案が発効された場合、カナダ政府は合法的大麻の生産者を希望する個人や法人を対象とした申請手続きと基準を設定することになるでしょう。

今回の法案では、州と準州が自治体と連携し、自らの責任で大麻類の流通や小売販売を監督するシステムを考案、実施、維持、守ることができます。したがって、大麻業界に参入したいと考える個人は、自らの州または準州が定めたシステムに従って申請を行い、該当のシステムの定める基準を満たし、同時に、連邦の法ならびに関連規則を遵守する必要があります。

Q26 すでにライセンスを取得している生産者が小売アウトレットを開設することはできますか？

今回の法案では、州や準州は自治体と密接に連携して、自らの責任で大麻類の流通や小売販売を監督するシステムを考案、実施、維持、守ることができます。連邦政府からライセンスを受けた生産者も含め、今回の「大麻法」の下で小売業務を営みたいと考えるすべての個人や法人には、自らの居住または営業する州や準州の定めるすべての基準を満たすことが求められます。

Q27 カナダ政府は「大麻法」で生産ライセンスを供与するにあたり、経済開発や先住民のニーズ等の問題を勘案しているのでしょうか？

この「大麻法」では、カナダ政府がライセンスを供与するにあたり、健康、安全性、その他の要因を検討することになるでしょう。また同時に、この法案は、保健大臣に対し、ライセンスの処理目的上、明確で公正で秩序正しいプロセスを設定する権限を認めています。カナダ政府は、発行するライセンスの件数については制限を設ける予定はありませんが、ライセンス供与体制をどのように管理運営するのかについての詳細等は、今後さらに詰められる予定です。

Q28 ある大麻生産者が合法的大麻市場を独占してしまう可能性がある場合、このような行為を防止する策をカナダ政府は講じるのでしょうか？

カナダにはすでに市場での公正な競争を求める強力な法律が整備されており、カナダ経済では、企業の独占を法律にて防止・禁止しています。今回の大麻法案でも、合法的な大麻生産者には、そうした法律がすべて適用されます。したがって、カナダの他の産業と同様に、公正な競争を妨害するような慣行が未然に防止されることとなります。

Q29 THCの含有濃度に関する制限はあるのでしょうか？

カナダ保健省は、現在、各種の大麻製品でのTHC（テトラヒドロカンナビノール）の含有濃度を効果的に管理する手法を検討中です。この考察では、現行の法律で医療用大麻類の生産について設けられている要件、ならびに大麻類の生産と販売の規制をしている司法管轄地区での実作業なども対象になっています。

カナダ政府の意図としては、ある種の大麻製品の1回分の分量に含有されるTHCの量を標準化させるための法的要件を設け（例えば、大麻油の1 mLあたりに含まれるTHCの量）、さらに、そうしたTHC含有量を製品のラベルに明記させることを目指しています。そうすることで、消費者は明確な情報を得たうえで大麻の消費とそのリスクについての決定を下すことが可能となります。

Q30 今までに大麻関連の法律違反を犯した人でも大麻生産の許可を申請することができるのでしょうか？

生産ライセンスを求める申請を評価する際、カナダ政府はカナダ市民の健康と安全を守るため、いくつかの要因を勘案しています。そうした要因の中には、申請者に犯罪活動歴があるかどうかということも含まれることでしょう。犯罪組織が合法的サプライチェーンに侵入するのを防止することは、政府の目的として当然だと考えています。

違反と罰則

Q31 一般市民の大麻所持量には、なぜ、30gという制限があるのでしょうか？また、個人の住居に関しては、何も制限がないように見受けられるのはなぜですか？アルコール飲料についての制限はないのですか？

タスクフォースからのアドバイスを受け、また、大麻を合法化した司法管轄地区との協議で得られた事実に基づき、カナダ政府では、個人1人あたり、乾燥大麻で30gまで（あるいは、他の大麻製品ではそれに相当する量）という所持制限が、成人の公に持ち歩いても良い量として妥当であるという結論に達しました。この適切な制限ないであれば、成人は大麻あるいは大麻製品を私的な住居から住居へと移動する際に持ち運ぶことができます。

Q32 執行はどのように機能するのでしょうか？予告や令状なしに警察が住居に来て調べることが許されるのでしょうか？

法執行官たちは、ある個人が大麻の非合法的な生産や販売に関わっているのではないかという嫌疑を抱いた場合、今回の大麻法案に従い、すべての正常な法執行手順を遵守せねばなりません。その1つとして、まず個人の住居に入るためには、適切な司法権限を取得せねばなりません。

Q33 ある成人が30gを超える合法的大麻を公の場で所持していることが判明した場合どうなるのでしょうか？

今回の法案の下では、ある個人が、法執行官によって、30gを超える合法的乾燥大麻あるいはそれに相当する他の大麻製品を所持していることを発見した場合、違反の程度に応じて、各種の罰則に服することとなります。

例えば、ある成人が所持している乾燥大麻が 30g（その他の大麻製品なら、それに相当する量）を超えているが、50g を超えない場合、該当の法執行官の裁量により、200 ドルの罰金という処罰を受ける可能性があります。さらに、限度を超えている大麻は法執行機関が押収して廃棄します。

30g を大幅に超えるなど、さらに深刻な違反の場合は、連邦検察が違反者を即座に起訴あるいは告訴する場合があります。

Q34 そうした「罰金対象になりえる」違反行為は犯罪とされるのでしょうか？誰かが 30g を超える合法大麻の所持で罰金処分を受けた場合、犯罪歴とされてしまうのでしょうか？

個人が公の場で 30g から 50g までの合法的大麻を所持していたために、法執行官から罰金を受けた場合、課された罰金が当該個人によって所定の期間内に支払われる限り、犯罪歴とはなりません。交通法規への違反の場合と似ています。

Q#5 この法案は、若者に大麻を供給する人たちに対して、「重い処罰」をどのように課すのでしょうか？

今回の「大麻法」では、規制されている所定のシステムの外での大麻類の販売、生産、輸出入に関する薬物と物質の規制法が定める現行の禁止規定の多くが保持されています。さらに、大麻法案では、カナダの若者に対して大麻の流通や販売をしようとする人たちを対象にした、大麻関連の新たな法規を提唱しています。こうした新たな規定に違反した場合、最大で14年間の懲役という処罰が課されます。

加えて、カナダ政府は、大麻の影響下での運転に対する罰則の強化と更新を提唱しており、特に重大な違反に対しては終身刑が下される可能性もあります。

Q36 単純に大麻を所持していたという罪で起訴され、あるいは有罪が確定したカナダ市民は、今までどのくらいいるのでしょうか？

警察が報告している薬物関連の違反の過半数が大麻に関するものです。2016年、警察に通報されたそうした違反はほぼ55,000件にのぼりました。そうした違反の大半(81%)が、大麻の所持に関するものでした。したがって、これまでのおよそ23,000件の大麻関連の起訴のうち、76%が大麻の所持によるものでした。

こうした起訴に伴って犯罪歴が生じると、その個人には、生涯にわたって、深刻な影響が生じます。犯罪歴のある人たちは仕事や住居を見つけるのが困難であり、国外への旅行が禁じられる場合もあります。

したがって今回の大麻の合法化と厳格な規制は、カナダ市民、特に若者たちが単なる大麻の所持等で、刑事司法制度のもとに罰せられることを無くすことが、主たる目的だと言えます。

対外的義務

Q37 今回の法案では、カナダが国際的協定に違反することにはならないのでしょうか？

カナダ政府は、国際的な義務を真剣に受け止めております。今回の法案作成のプロセス全体を通じ、政府は国際コミュニティに大麻が渡ることを厳格に規制して制限するという目的を、引き続き表明しています。その一環として、カナダ政府は、カナダの社会を非合法薬物の悪影響から守り、引き続き国際的な薬物違法取引の撲滅に努めます。さらに、国際的なパートナーの皆様との建設的な対話を続けていきます。

Q38 今回の法案では、医療用以外の大麻類を輸出入することは許可されていますか？

いいえ。今回の大麻法案では、極めて特殊な場合を除き、カナダから大麻を輸出することもカナダ国内に輸入することも非合法です。この特殊な場合とは、医療用ならびに科学研究用の大麻の輸出入であり、これは、今後も、カナダ政府による適切な許可があれば許可されます。さらに、産業用大麻の輸出入も許可されます。カナダ国境サービス庁、王立カナダ騎馬警察、各地の警察は、今後も、協力を続け、大麻の国際的な輸送を管理する法の実施に努めてゆきます。

合法大麻か非合法かを問わず、大麻や大麻製品をカナダの国境を超えて運ぶことは、今後も、深刻な犯罪となるでしょう。個人がそうした行為に関与したことが判明した場合、起訴される恐れがあります。

Q39 そのために、米国とカナダの国境での人と物資の移動に時間がかかるようになるのでは？

カナダ市民とカナダへの来訪者が、このカナダ国境を超えて大麻や大麻製品の移動の全面的禁止を認識することができるよう、そして、そうした持ち入れと持ち出しを行うと深刻な刑事犯罪になるのを知ってもらえるよう、いっそうの取り組みを実施します。これは、カナダ政府による公的教育キャンペーンの一環となる予定です。

また、旅行者は、米国の一部の州では大麻の生産と販売が合法化されて規制されているものの、米国の連邦レベルでは、今なお、大麻が規制物質であることに留意すべきです。米国に入国したい旅行者がカナダで大麻を消費したことを明かすと、あるいは米国で大麻の購入あるいは消費をする計画があることを米当局に告げると、入国が認められない場合があります。

職場

Q40 この大麻の合法化で、職場にはどのような影響があるのでしょうか？

タスクフォースでは、職場の安全性に関して懸念を示した働く人たちから意見を募りました。特に、ヘルスケア関連や石油・ガス業界など、安全に配慮する必要のある産業に従事する人たちの声に細心の注意を払っています。

今回の大麻の合法化問題ではこうした懸念に注目が集まりましたが、職場での安全性等の問題は新しい問題ではなく、大麻に限った問題でもありません。この問題については、連邦、州、準州の労働省間での議論が今なお続いています。

産業用大麻

Q41. 産業用大麻はこの法案ではどういう扱いになっているのでしょうか？

本法案では、連邦政府の大麻監視の根拠が、今までの薬物と物質の規制法から新しい「大麻法」へと変更されています。

産業は発展を遂げており、急速に変化しつつあります。それに呼応して、カナダ政府は法的プロセスを迅速化して産業界にとっての法規制の負担を軽減することを目標として、既存システムの見直しを続けてゆきます。実は、すでに大麻の監視には変革が実施されており、産業用大麻では社会的な健康と安全面でのリスクが少ないため、規制もこうした状況に合わせて変更されています。一例として、産業用大麻の大半については THC 検査の必要性が撤廃され、製品の販売サイクルに合わせてライセンス更新の期間が調整されています。

最終更新日：

2017-12-20